

防災行政無線システム作業班設置要綱

平成15年7月29日
第50回規格会議決定

1 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第18条の規定に基づき、60MHz帯の周波数を使用する市町村デジタル同報通信システム等の防災行政無線システムに関する標準規格の維持改定及び関連する事項の検討を行うため、防災行政無線システム作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2 審議事項

作業班は、次の事項について審議するものとする。

- 一 標準規格ARIB STD - T86に関する改定等の原案の作成
- 二 防災行政無線システムに関して、前号に関連する標準規格等の原案及び改定案の作成

3 構成

- 一 作業班は細則第19条の規定に基づき構成する。
- 二 作業班には、細則第20条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。